

北名古屋市地域福祉計画

第3期計画(平成 28～32 年度)

【概要版】



平成28年3月

北名古屋市

北名古屋市社会福祉協議会

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

2 地域福祉計画の位置付け

「地域福祉計画」は、地域福祉の推進計画として位置付けられており、3つの事項を盛り込むことが法律に規定されているほか、国の通知に基づき、災害時等を想定した要援護者の支援方策、高齢者等の孤立の防止方策を盛り込んでいます。そして、新たな課題として、生活保護に至る前の生活困窮者への支援方策を盛り込みます。

[社会福祉法に基づき地域福祉計画に定める3つの事項]

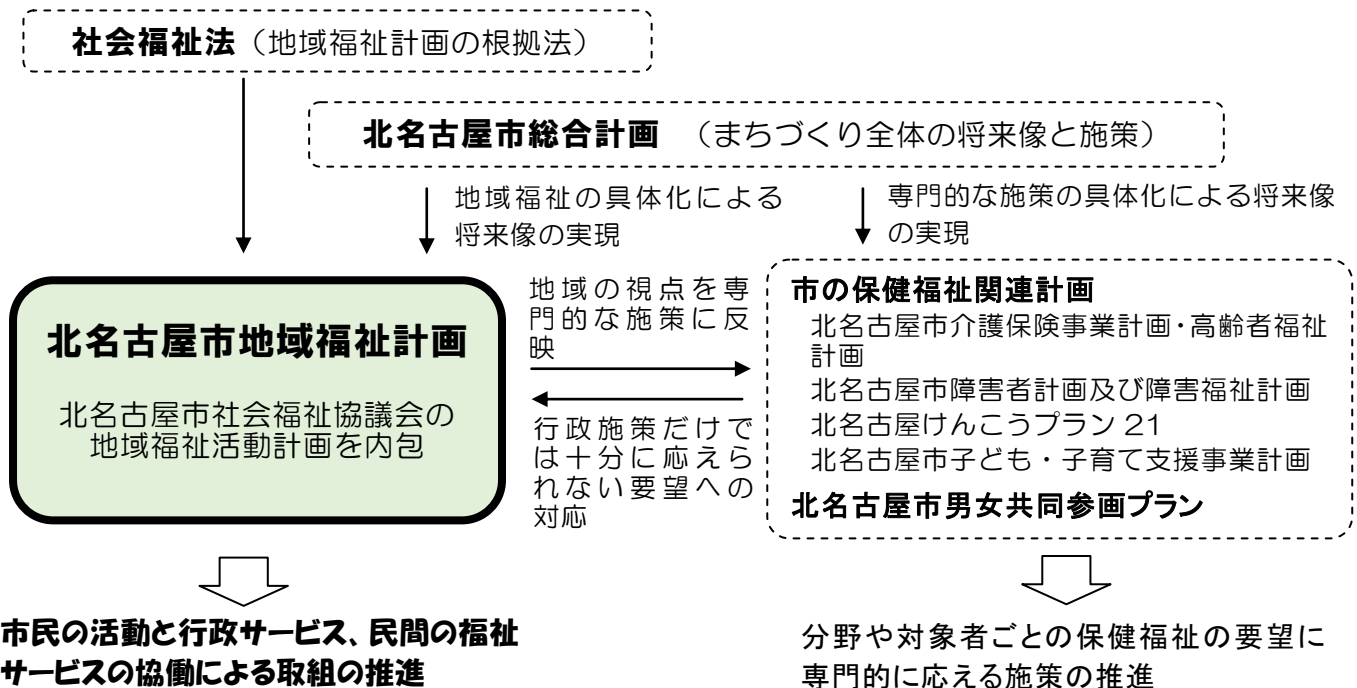
- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

[国の通知に基づき地域福祉計画に定める事項]

- ・ 災害時等を想定した要援護者の支援方策
- ・ 高齢者等の孤立の防止方策
- ・ 生活保護に至る前の生活困窮者への支援方策

第3期で対応すべき新たな課題
「生活困窮者支援方策」

[地域福祉計画の位置付け]



3 計画期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間です。

4 地域福祉の将来像

本市の地域福祉の将来像は、「**出会い ふれあい 支えあい 共に生きるまち**」です。

この将来像は、まちづくりの担い手として期待される市民が、快適な生活環境の中で、誰もが安全・安心に暮らせるまちを実現するために、市民同士の出会い、支えあいの活動をさらに活発化し、一人ひとりが福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、そして社会福祉協議会及び市が協働する“パートナーシップ型の地域福祉”をより一層推進します。

5 基本目標

この計画の基本目標は、第2期の目標を継承した次の3つです。

1 みんなで交流し、支援やサービスを上手く利用しよう！

必要なサービスを分かりやすく教えてくれる、そんな情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、同じ世代同士や多世代の交流を活発化し、市民同士が見守り・見守られる中で、必要な支援やサービスを上手く利用し、いきいきと暮らせるような環境づくりを進めます。

2 みんなで サービスを増やそう いろいろな要望に応えよう！

わたしたちが抱えているいくつかの悩みや問題にきめ細かく対応するサービスをみんなで創り育てます。

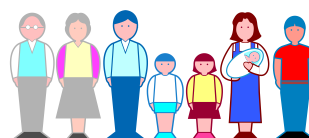
また、いくつかの悩みを同時に解決したり、福祉の分野で働いている人たちにとっても働きやすくなるような、いろいろな組織・人が連携した取組を進めます。

3 地域へ みんな 参加しよう！

市民一人ひとりが、地域のことを知り、どんな課題があるのかをみんなで共有できるよう、福祉やボランティア体験等の取組を進めます。

さらに、仲間との交流や地域のために役立つ活動を始めようと思ったときに使いやすいよう、公共施設等の有効活用を図る取組を進めます。

本市に住む市民一人ひとり



お父さん、お母さん、おじいさん、
おばあさん、お兄さん、お姉さん、
子どもたち

みんなの基本目標

6 施策の体系

地域福祉の将来像

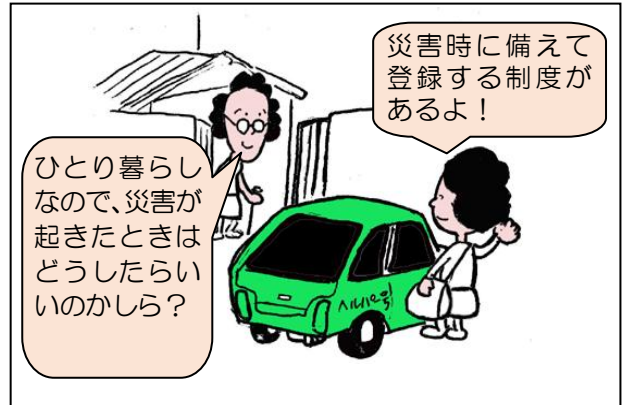
出会い
ふれあい
支えあい
共に生きるまち



市民一人ひとりが福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、行政が協働する“パートナーシップ型の地域福祉”をより一層推進します。

基本目標

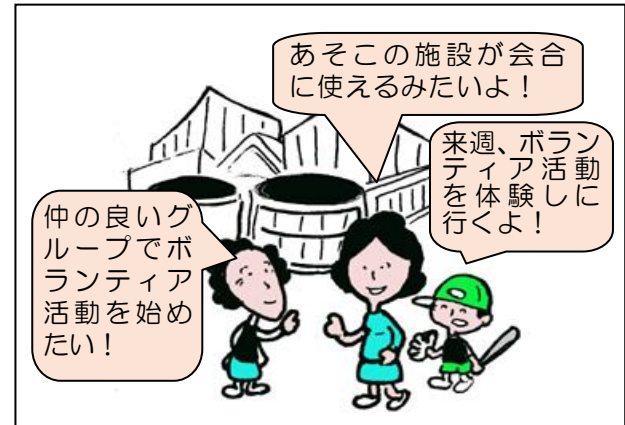
1 みんなで交流し、支援やサービスを上手く利用しよう！



2 みんなで サービスを増やそう いろいろな要望に応えよう！



3 地域へ みんな 参加しよう！



施策の柱

目標と施策

1 情報・コミュニケーション

みんなが情報を上手く活用し、コミュニケーションできるようにするにはどうしよう？

分かりやすく、役立つ情報を発信し、円滑にコミュニケーションできるようにしよう！

- 施策①: 市民参加で、冊子やホームページ等を分かりやすく、親しみやすくする
- 施策②: 情報の受発信の新しい方法を市民等に活用してもらう
- 施策③: コミュニケーション支援を充実する

2 交流・見守り

みんなで協力して、いざというときに備えるためにはどうしよう？

信頼される人づき合いを深めよう！

- 施策①: あいさつ運動を推進する
- 施策②: 交流・見守り活動を推進する
- 施策③: 災害時に備えた支援体制を整備する

3 ケアマネジメント

みんなで協力して、いろいろなサービスを組み合わせるためにはどうしよう？

**そこに行けば何でも分かる窓口を活用しよう！
(いろいろな課題を解決する仕組みの充実)**

- 施策①: 「総合窓口」の活用を促進する
- 施策②: 関係機関のネットワークで相談支援・権利擁護の充実を図る
- 施策③: より身近な相談ボランティアを育成する

4 サービスの創出

みんなのさまざまな要望に応えるサービスを創り出すにはどうしよう？

身近で手軽に利用できるサービスを増やそう！

- 施策①: 新しいサービスを生み出すリーダーを育成する
- 施策②: 身近な生活を支えるサービス・活動を創出する
- 施策③: サービスの質を高める取組を推進する

5 ボランティア育成

みんなが地域や福祉に関心をもったり、ボランティア活動を実践するにはどうしよう？

市民みんながボランティアになろう！

- 施策①: ボランティアのコーディネート機能を強化する
- 施策②: さまざまな体験機会・プログラムを揃える
- 施策③: 地域や福祉への興味を生み出す情報交換の場(学びの場)を創出する

6 施設の有効活用

みんなで地域の中にある施設を有効活用するにはどうしよう？

いつでも どこでも 誰でも簡単に利用でき、活用できる施設にしよう！

- 施策①: 交流の場として公共施設を有効活用する
- 施策②: 施設を利用する人の利便性をさらに向上させる
- 施策③: 施設を適正に配置する

1 分かりやすく、役立つ情報を発信し、円滑にコミュニケーションできるようにしよう！

多様な情報発信ツールを上手く活用し、市民との協働で分かりやすく、役立つ情報を発信します。

また、平成 28 年 4 月 1 日から障害者差別解消法が施行されるに当たり、コミュニケーション支援は合理的配慮そのものであり、かつ合理的配慮を希望する意思の表明手段でもあることから、コミュニケーション支援を充実し、円滑なコミュニケーションにつなげるよう努めます。

【市及び社会福祉協議会の主な事業】

- 広報「北名古屋」発行事業、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）の活用《市》
- 社協機関紙発行事業、社協ホームページ運営事業、社協 Facebook 運営事業《社会福祉協議会》
- 障害者差別解消支援地域協議会の組織化検討、障害者差別解消法の啓発、コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者等の派遣等）《市》



2 信頼される人づき合いを深めよう！

市民同士の交流・見守り活動に参加する人を増やし、市民のふれあいや交流の機会をさらに充実するとともに、支部社協の取組や災害時要援護者支援対策をはじめ、近隣や地域での助け合いの仕組みの全市的な展開を図ります。

【市及び社会福祉協議会の主な事業】

- 各小・中学校の“あいさつ運動”《各学校》
- 地域介護予防活動支援事業（地域ふれあいサロン）、災害時要援護者支援対策システム構築事業（市内各地区で実情に即した支援組織の構築）《市》
- 支部社協活動事業（小地域の交流・支えあいの仕組み）《社会福祉協議会》



3 そこに行けば何でも分かる窓口を活用しよう！（いろいろな課題を解決する仕組みの充実）

福祉総合窓口や生活困窮者の自立に向けた相談支援窓口をはじめ、市内の相談窓口の周知徹底に努めるとともに、医療と福祉の連携をはじめ、関係機関同士の連携強化によるケアマネジメントの充実を図ります。

【市及び社会福祉協議会の主な事業】

- 福祉総合窓口（さまざまな相談やサービスを実施）《市》
- 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮の状態から脱却できるよう、自立に向けた支援）《社会福祉協議会》
- 傾聴ボランティア派遣事業（介護施設やひとり暮らし高齢者等への派遣）《市》



4 身近で手軽に利用できるサービスを増やそう！

さまざまな主体が関わり、地域福祉のさらなる充実を図るために、市民、NPO法人、社会福祉法人、企業等との協働により、新たなサービス・事業を生み出す仕組みを育てるとともに、サービスの質を高めるための取組を推進します。

【市及び社会福祉協議会の主な事業】

- 生活支援体制整備事業（支援を必要とする高齢者の地域の要望と地域資源のマッチング）《市》
- 福祉のまちづくり推進援助事業（共同募金の配分金による、地域に根ざした福祉活動を推進する団体の事業に対する助成）《社会福祉協議会》
- 移送サービス事業（移送ボランティアの協力により、社協の公用車を使用して、病院や公共施設へ移送するサービス）《社会福祉協議会》



5 市民みんながボランティアになろう！

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが地域のことや課題を学び、そして、ボランティアに関心を持ち、男女を問わず多くの市民がボランティア活動に参加していくための取組を推進します。

【市及び社会福祉協議会の主な事業】

- 体験活動ボランティア活動支援センター事業（体験活動やボランティア活動を支援する指導者を紹介）《市》
- 福祉実践教室推進事業（市内小・中学校で、車いす・手話・点字等の体験）《社会福祉協議会》
- （仮称）青少年ボランティア育成事業（学校外の活動や高校生以降の活動を支援）《社会福祉協議会》



6 いつ どこでも 誰でも簡単に利用でき、活用できる施設にしよう！

地域住民同士のふれあいや世代間交流の場として、公共施設の有効活用を図り、地域福祉活動の活発化を図ります。

【市及び社会福祉協議会の主な事業】

- 児童館運営事業（自治会長等、地域の方で構成する「地域ふれあい会」を全館で組織）《市》
- 回想法事業（回想法センターにおいて、回想法を絡めた多彩な行事の開催）《市》
- 総合福祉センターもえの丘管理事業（定期的なミニコンサートや作品展示等の実施）《社会福祉協議会》



生活保護に至る前の生活困窮者への支援方策

本市は、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援にあたり、次のとおり方針を定めます。

1. 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

(1) 生活困窮者自立支援法に基づく支援

① 自立相談支援事業

本市は、本事業を北名古屋市社会福祉協議会に委託し、次のとおり実施します。

- 訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援します。
- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能します。
- 一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援計画のプランを作成します。
- 地域ネットワークの強化等、地域づくりも担います。

② 住居確保給付金

本給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を失った、又はそのおそれがある人に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図るものです。

(2) 関係機関・他制度、多様な主体による支援

社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」や「暮らし資金貸付事業」、「はあと資金貸付事業」をはじめとする資金貸付制度の活用に加えて、生活困窮者を早期に把握して地域での見守り体制を構築するため、民生委員・児童委員、自治会、近隣住民、ボランティア等のネットワークづくりに取り組むほか、就労支援に関わるハローワークほか、関係機関と連携して、生活困窮者への包括的な支援の提供に努めます。

2. 既存の相談支援・権利擁護事業との連携

次のような既存の相談支援・権利擁護事業と連携して、生活困窮者の早期の把握と包括的な支援の提供に努めます。

- 福祉総合窓口
- 地域包括支援センターによる権利擁護事業（成年後見制度の利用支援等）
- 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（日常生活に不安を抱えている人に対する、必要な福祉サービスを適切に受けるための情報提供・助言、利用手続きの同行や代行、日常的な金銭管理、書類等の預かり等）
- 障害者相談支援事業（障害を有する人や家族を対象に、相談対応、福祉サービスの利用調整、ケアプランの作成等、ケアマネジメントを通じた地域生活支援）
- その他事業

北名古屋市地域福祉計画

第3期計画(平成28～32年度)【概要版】

平成28年3月